

## 衆第二十回国会 聰院 農林水産委員会議録 第四

出席委員	平成三年二月二十七日(水曜日) 午後零時二十九分開議
委員長	大原 一三君
理事	金子徳之介君
理事	二田 孝治君
理事	宮里 松正君
理事	日野 市朗君
石破 茂君	上草 義輝君
久野統一郎君	三ツ林 弥太郎君
柳沢 伯夫君	佐々木秀典君
鉢呂 吉雄君	前島 秀行君
藤田 スミ君	元信 勇君
農林水産大臣	近藤 小平
出席政府委員	堀込 征雄君
出席國務大臣	目黒吉之助君
農林水産大臣	倉田 栄喜君
西島 勝君	元次君
農林水産委員会	林野庁長官 小澤 普照君
調査室長	林野庁次長 入澤 鞍君
委員の異動	二月十六日 辞任 茂君 加藤 純一君 佐々木秀典君 新盛 長雄君
出席外の出席者	同(木島日出夫君紹介)(第一二三三九号) 同(見玉健次君紹介)(第一二三三〇号) 同(佐藤祐弘君紹介)(第一二三三一号) 同(菅野悦子君紹介)(第一二三三二号) 同(辻第一君紹介)(第一二三三三号) 同(寺前義君紹介)(第一二三三四号) 同(東中光雄君紹介)(第一二三三五号) 同(不破哲三君紹介)(第一二三三六号) 同(藤田スミ君紹介)(第一二三三七号) 同(古堅美吉君紹介)(第一二三三八号)
補欠選任	同日 同(木島日出夫君紹介)(第一二三三九号) 同(中島衛君紹介)(第一二三五七号) 同(宮下創平君紹介)(第一二三五八号) 同(村井仁君紹介)(第一二三五九号) 同(唐沢俊二郎君紹介)(第一二三五〇号) 同(小坂憲次君紹介)(第一二三五〇号) 同(田中秀征君紹介)(第一二三五五号) 同(羽田孜君紹介)(第一二三五六号) 同(村井仁君紹介)(第一二三五七号) 同(宮下創平君紹介)(第一二三五八号) 同(村井仁君紹介)(第一二三五九号) 同(中島衛君紹介)(第一二三五七号) 米の市場開放阻止に関する請願(中島衛君紹介) (第一二三五七号)

号

森林法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

六〇号

○大原委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案及び森林法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。近藤農林水産大臣。

○近藤国務大臣 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案及び森林法等の一部を改正する法律案の二法案につきまして、その提案理由及び主要な内容を説明申し上げます。

まず、国有林野事業改善特別措置法の一部を改

正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

国有林野事業は、国土の保全等の公益的機能の

発揮、木材の安定的な供給、地域振興への寄与など国民生活及び国民経済の上で重要な使命を担つてまいりました。このよくな中で、国有林野事業の経営構造が悪化するに至ったため、昭和五十三年度以降、国有林野事業改善特別措置法に基づき、

しかしながら、近年、林産物収入の伸び悩み等からその累積債務が急速に拡大しており、このま

まで推移すれば、将来にわたって国有林野事業の使命を果たしていくことが困難な状況に至っています。

このような情勢を踏まえ検討を行いました結果、国有林野事業の経営の健全性を確立するためには改善措置の一層の拡充強化を図ることが必要であると判断するに至りました。先般このための国有林野事業改善大綱が閣議了解されました。が、その改善措置の一環として、この法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、新たな改善計画の策定であります。すなわち、平成二十一年度に收支の均衡を回復する等事業全体の経営の健全性を確立することを新たな目標とし、累積債務と区分した経常事業部門の財政の健全化等を平成十二年度までに完了することを旨として、平成三年度以降十年間を改善期間とする新たな改善計画を策定することとしております。なお、新たな改善計画において定める事項には累積債務の処理に関する事項を加えることとしております。

第二は、改善期間における特別措置の拡充であります。

すなわち、改善期間中に改善を図るべき特別措置として、従来から定められていたものに加えて、一般会計からの繰り入れの対象の拡大、土地売買等収入の累積債務への充当、退職促進のための特別給付金の支給等の措置を新たに定めることとしております。以上が、この法律案の提案理由及び主要な内容であります。

続ぎまして、森林法等の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

我が国の森林は、木材等の林産物を供給するとともに、国土の保全、水資源の涵養等の公益的機能の発揮を通じて国民生活と深く結びついてきたところであります。特に近年、このような森林の有する多様な機能の発揮に対する国民の期待は著しく高まってきております。

しかしながら、森林・林業の状況を見ると、採算性の低下、林業従事者の減少、高齢化の進行等により、林業生産活動が停滞し、管理が適正に行われていない森林が増加する等まさに厳しいものがあります。

このような状況のもとで、森林の有する多様な機能の発揮に対する国民の期待の高まりにこたえ、緑と水の源泉である多様な森林の整備とともに、国材時代の到来を現実のものとすることは

現下の林政の重要な課題であり、その達成に向けて、流域を基本的単位とし、民有林、国有林を通じた森林整備水準の向上等を推進する森林の流域管理制度を確立するとともに、森林の有する公益的機能の維持増進のための制度の拡充を図ることが不可欠となつております。

政府といたしましては、このような森林・林業をめぐる諸情勢にかんがみ、国、都道府県、市町村を通ずる森林計画制度の改善、地方公共団体間の森林整備協定の締結の促進等の措置を講ずるため、所要の改正を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、流域を基本的単位とした民有林、国有林を通ずる森林整備の推進のため、森林計画区を民有林、国有林に共通の区域に再編成することを前提として、新たに国有林の地域別の森林計画を作成することとともに、森林施業の条件整備を図るため、市町村森林計画を含め森林計画に関する計画事項の拡充等の改善を行うこととしております。

第一に、流域を基本的単位とした民有林、国有林を通ずる森林整備の推進のため、森林計画区を民有林、国有林に共通の区域に再編成することを前提として、新たに国有林の地域別の森林計画を作成することとともに、森林施業の条件整備を図るため、市町村森林計画を含め森林計画に関する計画事項の拡充等の改善を行うこととしております。

また、その一環として、森林整備の計画的かつ着実な推進を図るため、森林整備事業計画を創設することとしております。

第一に、森林の有する公益的機能の維持増進等のため、上下来の地方公共団体が協力して森林整備を推進するための森林整備協定の円滑な締結の促進のための措置を講ずるとともに、複層林、長伐期施業等森林の公益的機能を重視した特定森林

施業計画制度を創設することとしております。

第三に、緊急に間伐等を要する森林についてその適正実施のための森林施業代行制度を創設するとともに、林地の保全のため、林地開発許可制度の改正により、所要の措置を講ずることとしております。

第四に、特定森林施業の円滑な推進に資するため、森林組合法及び林業等振興資金金融通暫定措置の改正により、所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、これらの二つの法律案につき、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大原委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

2

前項の「経常事業部門の財政の健全化」とは、累積債務（国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定（以下「事業勘定」という。）において平成二年度以前にした借入金その他の政令で定めたもの）を「事業勘定」に改め、同条に次の三号を加える。

平成二年度以前にした借入金その他の政令で定めた借入金に係る債務をいう。以下同じ。の

勘定において借入金をすることなく国有林野事

業を運営することができる状態になることをい

う。

第三条中「国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定（以下「事業勘定」という。）を「事業勘定」に改め、同条に次の三号を加える。

四 国有林野における森林法第二十五条第一項又は第二項の規定による保安林の指定のための調査に要する経費その他の国有林野における保安林に関する事務に要する経費（第二号に掲げるものを除く。）で改善計画の円滑な実施に必要なものとして政令で定めるもの

林計画の作成に要する経費

五 国有林野を利用して行う森林及び林業に

する知識の普及並びに林業技術の指導に要す

る経費で改善計画の円滑な実施に必要なもの

として政令で定めるもの

第四条第一項中「一般職の国家公務員」の下に「（以下「国有林野事業職員」という。）を加え、同条第三項中「借入金」の下に「償還金又は」を加える。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の二条を加える。

（土地売払い等収入の使途）

第六条 改善期間における事業勘定に所属する土

地、森林、原野又は土石の交換、売払い、所管

換又は所属替（以下「土地売払い等」という。）

による収入は、当該土地売払い等のために直接要する経費を除き、累積債務の処理を財源に充てるものとする。

2 改善期間における土地売払い等による収入につきましては、国有林野の活用に関する法律（昭和

六 累積債務の処理に関する事項

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次

の二項を加える。

2 改善期間における土地売払い等による収入につきましては、国有林野の活用に関する法律（昭和

(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第八条の規定は、適用しない。

第七条の次に次の二条を加える。

(特別給付金の支給)

第八条 農林水産大臣は、平成三年度において国有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進し、改善計画の円滑な実施を図るため、同年度に退職を希望する国有林野事業職員の募集を行う場合において、五十八歳未満(農林水産省令で定める要件に該当する者にあっては、六十一歳未満)の国有林野事業職員がこれに応じて退職を申し出たときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者について退職を希望する国有林野事業職員である旨の認定を行ふことができる。

一 平成四年三月三十一日までに五十八歳(農林水産省令で定める要件に該当する者にあつては、六十一歳)となる者

二 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第二百四十一号)第二条第一項の政令で定める官職にあらる者又は同法第五条に規定する常勤の職員

三 前二号に掲げるもののほか、常時勤務に服することを要しない者で農林水産省令で定める要件に該当するもの

2 政府は、前項の認定を受けた国有林野事業職員が退職したときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に対し、特別の給付金(以下「特別給付金」という)を支給するものとする。

一 国家公務員退職手当法第三条、第四条第一項及び第五条第一項の規定の適用を受けないで退職した者

二 傷病又は死亡により退職した者

3 特別給付金は、平成四年三月三十一日までに退職した者に対する支給するものとする。

(特別給付金の額)

第九条 特別給付金の額は、退職の日におけるその者の給料のうち一般職の職員の給与等に関するそ

る法律(昭和二十五年法律第九十五号)に規定する俸給、扶養手当及び調整手当に相当するものと月額の合計額に、その者の勤続期間により、次の各号に掲げる月数を乗じて得た金額とする。

一 勤続期間が一年未満のとき 八月

二 勤続期間が一年以上のとき 十月

2 前項の特別給付金の額の算定の基礎となる勤続期間の計算については、国家公務員退職手当法第七条第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特別給付金の返還等)

第十条 特別給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、その者は、農林水産省令で定めるところにより、その支給を受けた特別給付金に相当する金額を政府に返還しなければならない。

一 その支給に係る退職をした日から起算して一年以内に農林水産省の職員(常時勤務に服務することを要しない者で農林水産省令で定めることを要しない者であることを除く)として採用されたとき。

二 国家公務員退職手当法第十二条の二第一項の規定により支給を受けた一般の退職手当等の全部又は一部を返納させられることとなつたとき。

3 政府は、特別給付金の支給を受けることができることとなつた者であつてその支給を受けないものが前項各号のいずれかに該当するここととなつた場合には、第八条第二項の規定にかかるわらず、その者に対し、特別給付金を支給しない。

2 政府は、特別給付金の支給を受けることができることとなつた者であつてその支給を受けないものが前項各号のいずれかに該当するここととなつた場合には、第八条第二項の規定にかかるわらず、その者に対し、特別給付金を支給しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

国有林野事業の経営の状況にかんがみ、その改善を推進するため、平成三年度以降十年間を新たな改善期間とし、改めて改善計画を策定すると

もに、一般会計からの繰入れの対象の拡大、土地売払い等収入の累積債務への充当、退職促進のための特別給付金の支給等の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

森林法等の一部を改正する法律案  
森林法等の一部を改正する法律  
(森林法一部改正)  
第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第二節 市町村による森林の整備」の推進(第十条の七~第十条の十一)を「第二節 市町村等による森林の整備の推進(第十条の二) 森林整備協定の締結の促進(第十条の七~第十条の十四)」に改める。

森林法等の一部を改正する法律案  
森林法等の一部を改正する法律  
(森林法一部改正)  
第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第二節 市町村による森林の整備」の推進(第十条の七~第十条の十一)を「第二節 市町村等による森林の整備の推進(第十条の二) 森林整備協定の締結の促進(第十条の七~第十条の十四)」に改める。

森林法等の一部を改正する法律案  
森林法等の一部を改正する法律  
(森林法一部改正)  
第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第二節 市町村による森林の整備」の推進(第十条の七~第十条の十一)を「第二節 市町村等による森林の整備の推進(第十条の二) 森林整備協定の締結の促進(第十条の七~第十条の十四)」に改める。

森林法等の一部を改正する法律案  
森林法等の一部を改正する法律  
(森林法一部改正)  
第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第二節 市町村による森林の整備」の推進(第十条の七~第十条の十一)を「第二節 市町村等による森林の整備の推進(第十条の二) 森林整備協定の締結の促進(第十条の七~第十条の十四)」に改める。

森林法等の一部を改正する法律案  
森林法等の一部を改正する法律  
(森林法一部改正)  
第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第二節 市町村による森林の整備」の推進(第十条の七~第十条の十一)を「第二節 市町村等による森林の整備の推進(第十条の二) 森林整備協定の締結の促進(第十条の七~第十条の十四)」に改める。

森林法等の一部を改正する法律案  
森林法等の一部を改正する法律  
(森林法一部改正)  
第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第二節 市町村による森林の整備」の推進(第十条の七~第十条の十一)を「第二節 市町村等による森林の整備の推進(第十条の二) 森林整備協定の締結の促進(第十条の七~第十条の十四)」に改める。

森林法等の一部を改正する法律案  
森林法等の一部を改正する法律  
(森林法一部改正)  
第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第二節 市町村による森林の整備」の推進(第十条の七~第十条の十一)を「第二節 市町村等による森林の整備の推進(第十条の二) 森林整備協定の締結の促進(第十条の七~第十条の十四)」に改める。

森林法等の一部を改正する法律案  
森林法等の一部を改正する法律  
(森林法一部改正)  
第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第二節 市町村による森林の整備」の推進(第十条の七~第十条の十一)を「第二節 市町村等による森林の整備の推進(第十条の二) 森林整備協定の締結の促進(第十条の七~第十条の十四)」に改める。

森林法等の一部を改正する法律案  
森林法等の一部を改正する法律  
(森林法一部改正)  
第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第二節 市町村による森林の整備」の推進(第十条の七~第十条の十一)を「第二節 市町村等による森林の整備の推進(第十条の二) 森林整備協定の締結の促進(第十条の七~第十条の十四)」に改める。

森林法等の一部を改正する法律案  
森林法等の一部を改正する法律  
(森林法一部改正)  
第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第二節 市町村による森林の整備」の推進(第十条の七~第十条の十一)を「第二節 市町村等による森林の整備の推進(第十条の二) 森林整備協定の締結の促進(第十条の七~第十条の十四)」に改める。

森林法等の一部を改正する法律案  
森林法等の一部を改正する法律  
(森林法一部改正)  
第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第二節 市町村による森林の整備」の推進(第十条の七~第十条の十一)を「第二節 市町村等による森林の整備の推進(第十条の二) 森林整備協定の締結の促進(第十条の七~第十条の十四)」に改める。

森林法等の一部を改正する法律案  
森林法等の一部を改正する法律  
(森林法一部改正)  
第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第二節 市町村による森林の整備」の推進(第十条の七~第十条の十一)を「第二節 市町村等による森林の整備の推進(第十条の二) 森林整備協定の締結の促進(第十条の七~第十条の十四)」に改める。

するには、閣議の決定を経なければならない。

第四条第四項中「全国森林計画」の下に「及び森林整備事業計画」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

農林水産大臣は、全国森林計画に掲げる森林の整備の目標の計画的かつ着実な達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、五年ごとに、森林整備事業(造林、間伐及び保育並びに林道の開設及び改良の事業)で政令で定める者が実施するものをいう。以下同じ。)に関する計画(以下「森林整備事業計画」という)をたてなければならない。

森林の整備事業計画においては、全国森林計画の計画期間のうち最初の五年間に係る森林整備事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

る森林計画区の区域内に第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係営林局長又は営林支局長の意見を聽かなければならない。

第七条の次に次の二条を加える。

(国有林の地域別の森林計画)  
第七条の二 営林局長又は営林支局長は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その管理經營する国有林で当該森林計画区に係るもの（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる国有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする森林計画をたてなければならぬ。

2 前項の森林計画においては、第五条第二項第一号から第五号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項並びに森林施業の合理化に関する事項を定めるものとする。

3 第四条第三項及び第五条第四項の規定は、第一項の森林計画について準用する。

4 営林局長又は営林支局長は、第一項の森林計画をたて、又はこれを変更しようとするとときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聽かなければならない。

5 営林局長又は営林支局長は、第一項の森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係都道府県知事及び関係市町村長に通知しなければならない。

6 前条の規定は、第一項の森林計画について準用する。この場合において、同条中「第五条第六項」とあるのは「第七条の二第五項」と、「都道府県知事」とあるのは「営林局長又は営林支局長」と読み替えるものとする。第八条の見出しを「地域森林計画等の遵守」に改め、同条に次の二項を加える。

7 営林局長又は営林支局長は、前条第一項の

森林計画に従つて国有林を管理經營するよう努めなければならない。

第十一条第一項中「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第一号の中「第十一条第五項の認定」を「第十一条第五項（第十八条の三第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）の認定」に改め、「第十二条第三項」の下に「（第十八条の三第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）を、「もの」の下に「又は第十八条の二第三項の認定に係る森林施業計画（その変更につき第十八条の三第一項の規定により読み替えられた第十二条第三項において準用する第十八条の二第三項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）」を加える。

第十条の二第二項第一号の次に次の二号を加える。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聽かなければならない。

7 第二章の二第二節の節名中「市町村」を「市町村等」に改める。

第十条の八の見出しを「（市町村森林整備計

画）」に改め、同条第一項中「森林整備市町村は」の下に「（その区域内にある地域森林計画の対象となつている民有林につき）を加え、「前条第一項第二号に規定する森林で相当規模以上集団的に存在するものにつき」を削り、「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に、「第十条の八第七項」を「第十条の八第六項」に改め、同項を同条第七項とする。

第十条の九の見出し及び第一項から第三項までの規定中「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同条第四項中「前条第六項及び第七項」を「前条第五項及び第六項」に、「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に、「第十条の八第七項」を「第十条の八第六項」に改める。

二 森林施業の共同化の促進に関する事項  
第十条の八第三項中第六号を第九号とし、第五号を削り、同項第四号中「特定森林」を「要間伐森林」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号中「間伐立木材積」を削り、同号を同項第七号とし、同号の前に次の四号を加える。

三 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項  
同項第七号とし、同号の前に次の四号を加える。

四 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項  
五 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項  
六 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

第十条の八第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前項第四号」を「前項第八号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に、「森林整備計画書」を「市町村森林整備計画書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に、「第十条の八第七項」を「第十条の八第六項」に改め、同項を同条第七項とする。

第十条の十一の三 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、省令で定める事項を公告するとともに、その申請に係る要間伐森林の森林所有者にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出することができる。  
(意見書の提出)

第十条の十一の三 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、省令で定める事項を公告するとともに、その申請に係る要間伐森林の森林所有者にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えない場合は、裁定をしてはならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者が前条の規定による申請に係る要間伐森林について間伐又は保育を実施していない理由その他の省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

(裁定)

第十条の十一の四 都道府県知事は、第十条の二の規定による申請に係る要間伐森林が次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合において、当該申請に従つて当該

(裁定)

第十条の十一の四 都道府県知事は、第十条の二の規定による申請に係る要間伐森林が次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合において、当該申請に従つて当該

要間伐森林について間伐又は保育を実施することが当該要間伐森林及びその周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その必要な限度において、分収育林契約を締結すべき旨の裁定をするものとする。

一 間伐又は保育が実施されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容その他の諸事情を考慮して引き続き間伐又は保育が実施されないことが確実であると見込まれること。

二 引き続き間伐又は保育が実施されないとされるべきは、当該要間伐森林及びその周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

三 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 分収育林契約に係る森林の所在及び面積並びに立木の樹種別及び林齡別の本数

二 分収育林契約の存続期間

三 育林地所有者が育林者に設定する利用権（分収育林契約に係る森林の土地を育林（立木の保育及び管理をいう。以下同じ。）の目的に使用する権利をいう。以下同じ。）の種類並びにその始期及び存続期間

四 利用権の地代又は借賃

五 分収育林契約に係る立木についての各契約当事者の持分の割合並びに育林者が取得する立木の持分の対価の額及びその支払方法

六 育林の内容、時期及び方法

七 各契約当事者が負担する費用の範囲

八 育林による収益の分取の割合

九 分収育林契約に係る立木の伐採又は販売の時期及び方法

十 分収育林契約に係る立木の減少その他の損害をとん補する措置に関する事項

十一 分収育林契約の変更又は解除に関する事項

### 3 事項

前項各号に掲げる事項は、それぞれ次の各号に掲げる基準に適合するものとして定めなければならない。

一 前項第一号から第三号まで、第六号及び第九号に掲げる事項については、申請の範囲を超えないこと。

二 前項第五号に規定する持分の割合及び同項第八号に掲げる分取の割合については、同項第七号に定めるところにより各契約当事者が負担することとなる費用の合計の見積りの額の割合と等しくなること。

三 前項第七号に掲げる事項については、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる費用を負担するものであること。

イ 育林地所有者 分収育林契約に係る森林の土地に係る公租公課及び育林に要する費用のうち利用権の地代又は借賃の総額に相当する部分（ロにおいて「地代相当分」という。）

ロ 育林者 育林に要する費用のうち地代相当分以外の部分、前項第十号に掲げる事項に要する費用及び立木の伐採又は販売に要する費用（裁定の効果等）

（裁定の効果等）

第十条の十一の五 第十条の十一の五第二項の規定により締結されたものとみなされた分収育林契約の育林地所有者は、当該分収育林契約に係る森林及びその周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生のおそれ（当該森林について間伐又は保育が実施されないことに起因するものに限る。）がなくなつたときは、都道府県知事の承認を受けて、当該分収育林契約の解除をすることができる。この場合においては、育林地所有者は次に掲げる額の合計額にそれぞれその支出の日以後の利息を付してこれを育林者に支払わなければならぬ。

（裁定の効果等）

第十条の十一の五 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者及びその申請に係る森林所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

二 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした者とその申請に係る森林所有者との間に分収育林契約が締結されたものとみなす。

### 第十一条の六 第十条の十一の四第一項の規定

裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から二月を経過したときは、この限りでない。

一 利用権の地代又は借賃の額

二 第十条の十一の四第二項第五号に規定する持分の割合及び同項第八号に掲げる分取の割合

三 第十条の十一の四第二項第五号に規定する持分の対価の額

二 前項の訴えにおいては、第十条の十一の二の裁定の申請をした者又はその申請に係る要間伐森林の土地の所有者を被告とする。

三 第十条の十一の四第一項の裁定についての審査請求においては、第一項に掲げる事項についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

（分収育林契約の解除）

第十条の十一の七 第十条の十一の五第二項の規定により締結されたものとみなされた分収育林契約の育林地所有者は、当該分収育林契約に係る森林及びその周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生のおそれ（当該森林について間伐又は保育が実施されないことに起因するものに限る。）がなくなつたときは、都道府県知事の承認を受けて、当該分収育林契約の解除をすることができる。この場合においては、育林地所有者は次に掲げる額の合計額にそれぞれその支出の日以後の利息を付してこれを育林者に支払わなければならぬ。

（裁定の効果等）

第十条の十一の五 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者及びその申請に係る森林所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によつてその裁定の内容が変更されたときは、同様とする。

二 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした者とその申請に係る森林所有者との間に分収育林契約が締結されたものとみなす。

### 第十二条の六 第十条の十一の四第一項の規定

（対象森林）の森林所有者は、当該対象森林の土地の所有者は、当該森林整備市町村の長の認可を受けて、当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する協定（以下「施業実施協定」という。）を締結することができる。

一 地域森林計画の対象となつている森林であること。

二 森林の保続培養及び森林生产力の増進を期するためには一体として整備することが相當と認められる森林であること。

三 施業実施協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 施業実施協定の目的となる森林の区域及びその面積

二 共同して行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他森林施業の共同化に関する事項

三 前号に掲げる事項を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項

四 施業実施協定の有効期間

五 施業実施協定に違反した場合の措置

三 施業実施協定については、当該施業実施協定の対象となる森林の森林所有者等及び当該森林の土地の所有者の全員の合意がなければならぬ。

四 施業実施協定の有効期間は、十年を超えてはならない。

（施業実施協定の内容と法令等との関係）

第十条の十一の九 施業実施協定の内容は、この法律及びこの法律に基づく命令その他の関係法令（条例を含む。）並びにこれらに基づく処分に違反するものであつてはならない。

二 施業実施協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。

### 第十三条の六 第十条の十一の八

森林整備市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当する

## (施業実施協定の総覽等)

第十条の十一の十 森林整備市町村の長は、第十条の十一の八第一項の認可の申請があつたときは、省令で定めるところにより、その旨を公表し、当該施業実施協定を当該公告の日から二週間利害関係人の総覽に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の総覽期間満了の日までに、当該施業実施協定について、森林整備市町村の長に意見書を提出することができる。

## (施業実施協定の認可)

第十条の十一の十一 森林整備市町村の長は、第十条の十一の八第一項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。

一 申請の手続又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。  
二 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。

## (施業実施協定の認可)

第十条の十一の八第一項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。

一 森林整備市町村の長は、前項の認可をしたときには、省令で定めるところにより、その旨を公表し、かつ、当該施業実施協定の写しを当該森林整備市町村の事務所に備えて公衆の総覽に供するとともに、施業実施協定の対象とする森林である旨を当該森林の区域内に明示しなければならない。

## (施業実施協定の変更)

第十条の十一の十二 施業実施協定に係る森林所有者等及び森林の土地の所有者は、施業実施協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、全員の合意をもつてその旨を定め、森林整備市町村の長の認可を受けなければならぬ。

2 前項の規定は、前項の認可について準用する。

## (施業実施協定の効力)

第十条の十一の十三 第十条の十一の十一第二項(前項第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあつた施業実施協定に定める事項のうち、第十条の十一の八第二項第三号に掲げる事項(施設の維持運営に関する事項に限る。)は、その公告のあつた後において当該施業実施協定の対象とする森林の森林所有者等又は当該森林の土地の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

## (施業実施協定の廃止)

第十条の十一の十四 施業実施協定に係る森林所有者等及び森林の土地の所有者は、第十条の十一の八第一項又は第十条の十一の十二第二項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合には、その過半数の合意をもつてその旨を定め、森林整備市町村の長の認可を受けなければならない。

(施業実施協定の認可の取消し)

第十条の十一の十五 森林整備市町村の長は、第十条の十一の八第一項又は第十条の十一の十二第一項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第十条の十一の十一第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。

2 森林整備市町村の長は、前項の規定による

ときは、省令で定めるところにより、その旨を公表し、かつ、当該施業実施協定の写しを当該森林整備市町村の事務所に備えて公衆の総覽に供するとともに、施業実施協定の対象とする森林である旨を当該森林の区域内に明示しなければならない。

2 森林整備市町村は、市町村森林整備計画の改め、同条中「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同条に次の二項を加える。

2 森林整備市町村は、市町村森林整備計画の

達成のため必要があるときは、関係営林局長又は営林支局長に対し、技術的援助その他の必要な協力を求めることができる。

第二章の二第二節の次に次の二節を加える。

## 第二節の二 森林整備協定の締結の促進

第十条の十三 その区域内に相当規模の森林が存する地方公共団体(以下この条において「森林所在地方公共団体」という。)の長は、当該森林の属する流域に係る河川の下流地域をその区域に含む地方公共団体(以下この条において「下流地方公共団体」という。)の長に対し、また、下流地方公共団体の長は、森林所在地方公共団体の長に対し、それぞれ、森林所在地方公共団体の区域内の森林についての森林整備協定の締結に関し、協議を行なべき旨の申入れをることができる。

2 前項の「森林整備協定」とは、森林所在地方公共団体及び下流地方公共団体(以下この項及び次条第一項において「関係地方公共団体」という。)が共同して森林整備法人(分収林特別措置法第九条第一号に掲げる森林整備法人をいう。)を設立し、又は分収育林契約(同法第二条第二項に規定する分収育林契約をいう。)を締結する等により、関係地方公共団体が協力して森林の整備を推進することを約する協定をいう。

(森林整備協定の締結についてのあつせん)

第十条の十四 前条第一項の申入れをした地方公共団体の長は、当該申入れに係る協議が調わなかつた場合には、農林水産大臣(当該申入れに係る関係地方公共団体がいずれも同一都道府県内の市町村である場合には、都道府県知事。次項において同じ。)に対し、前条第一項の森林整備協定の締結についてあつせんを求めることができる。

2 前項の規定は、前項の認可について準用する。

結が森林の公益的機能の維持増進を図る上で必要であると認めるときは、あつせんに努めるものとする。

第十八条の二 特定施業森林区域内に存する森林(人工植栽に係るものに限る。)の森林所有者は、当該森林の全部又は一部につき、第十二条第一項の規定による認定の請求に代えて、省令で定めるところにより、五年を一期とする特定森林施業の実施に関する森林施業計画(以下「特定森林施業計画」という。)を作成し、これを当該特定森林施業計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該特定森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

第十八条の次に次の二条を加える。

## (特定森林施業計画)

第十八条の二 特定施業森林区域内に存する森林(人工植栽に係るものに限る。)の森林所有者は、当該森林の全部又は一部につき、第十二条第一項の規定による認定の請求に代えて、省令で定めるところにより、五年を一期とする特定森林施業の実施に関する森林施業計画(以下「特定森林施業計画」という。)を作成し、これを当該特定森林施業計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該特定森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

第十八条の二 特定森林施業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

2 特定森林施業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 その対象とする森林についての特定森林施業の実施に関する長期の方針  
二 その対象とする森林についての所在場所別及び施業の方法別の伐採時期、伐採面積、樹種又は林相、林齡及び立木の材積

三 伐採する森林についての所在場所別及び施業の方法別の伐採時期、伐採面積、樹種及び立木の材積

四 造林する森林についての所在場所別及び施業の方法別の造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法

## 五 保育の種類別の面積

六 その他省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該特定森林施業計画の内容が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該特定森林施業計画が適當

である旨の認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる長期の方針が、特定森林施業計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。

二 前項第二号に規定する施業の方法が、複層林施業その他の政令で定める特定森林施業のいずれかに該当すること。

三 前項第三号から第五号までに掲げる事項が、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして政令で定める特定森林施業の実施に関する基準に適合していること。

四 地域森林計画の内容に照らして適當であると認められること。

五 特定森林施業計画の対象とする森林の全

第十一條第一項 森林施業計画を	
森林施業計画（第十八条の二第一項に規定する特定森林施業計画を除く。以下「一般森林施業計画」といふ）を	當該森林施業計画
全部	當該一般森林施業計画
求めることができる	求めなければならない
第十一條第二項	一般森林施業計画
第十一條第三項	全部（第十八条の二第二項の認定を受けた特定森林施業計画の対象とする森林を除く。）
各号別記以外の部分	一般森林施業計画
第十二條第一項	前条第五項
第一号	森林施業計画
第二号	森林施業計画
第十二条第一項	森林施業計画
前条第二項	一般森林施業計画又は特定森林施業計画
第二号	一般森林施業計画及び特定森林施業計画
第十二条第一項	第十八条の三第一項の規定により読み替えられた次条

部又は一部が市町村森林整備計画の対象とする森林であるときは、当該市町村森林整備計画の内容に照らして適當であると認められること。

4 第十二条第五項（第十二条第三項において同様用する場合を含む。以下この項において同じ。）の認定を受けた森林所有者が前項の規定による認定を受けた場合には、第十二条第五項の認定は、前項の認定に係る特定森林施業計画の始期においてその効力を失う。

第十八条の三前条第三項の認定を受けた森林所有者については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、第十二条第五項の認定は、前項の認定に係る特定森林施業計画の認定を受けた後、第十七条までの規定を適用する。

適用する	三項の規定を準用する
同条第二項	当該変更後の森林施業計画
前条第二項	当該変更後の一般森林施業計画
第十三条	読み替える
第十四条条及び第十五条	、第十八条の二第三項中「当該特定森林施業計画の内容」と、「当該特定森林施業計画が適當である」とあるのは、「当該変更が適當である」とあるのは、「当該変更が適當である」と読み替える
第十六条条各号列	第十六条条各号列
第十六條第一号	第十六條第一号
第十七條第一項	第十六條第二号
第十六條第二号	第十四條
第十一條第一項	第十二條第一項各号
左の各号	森林施業計画
森林施業計画に係る第十一條第五項	森林施業計画
第十一條から第十三條まで、第十五條若しくは前条	第十八條の三第一項の規定により読み替えられた第十二条第一項各号
第十一條第一項	第十八條の三第一項の規定により読み替えられた第十四条
第十二条第一項	第十八條の三第一項の規定により読み替えられた第十五条
第十二条第一項	第十八條の三第一項の規定により読み替えられた第十六条
第十二条第一項	第十八條の三第一項の規定により読み替えられた第十七条
第十二条第一項	第十八條の三第一項の規定により読み替えられた第十八条
第十二条第一項	第十八條の三第一項の規定により読み替えられた第十九条

2 前条第三項の認定を受けた森林所有者については、第十八条の規定は適用しない。

第十九条第一項中「森林施業計画」の下に「(第

十八条の三第一項の規定により読み替えられた第十二条第一項に規定する一般森林施業計画及び特定森林施業計画を含む。第百九十九条の二

及び第百九十二条において同じ。」を加え、「前条まで」を「第十七条まで（第十八条の二第一項の規定により読み替える場合を含む。第三項及び第四項において同じ。）、第十八条並びに第十八条の二に改め、同条第二項中「森林整備計画書」を「市町村森林整備計画書」に改め、同条第三項中「同じ。」の下に「若しくは第十八条の二第三項（第十八条の三第一項の規定により読み替えた第十二条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第四項中「第十二条第五項」の下に「若しくは第十八条の二第三項」を加える。

第一百九十二条の二中「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に改める。

第一百九十七条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第一百九十八条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第一百九十九条第一項中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第二百一条第一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百二十三条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百五十五条第一項中「五十万円」を「三十万円」に改める。

第二百五十五条第一項中「三十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「十万円」を「三十万円」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百六条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百七条中「左の」を「次の」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第二百八条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第二百九条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「十万円」に改める。

**(森林組合法の一部改正)**

第二条 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第十号中「森林施業計画」の下に「（森林法第十八条の二第一項に規定する特定森林施業計画を含む。第一百一条第一項第十二号において同じ。）」を加える。

第三条 林業等振興資金金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第三号中「次条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第四条第二項中「前項」を「前一項」に改め、「第四条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 公庫が前条第一項の認定を受けた者（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十八条の二第三項の認定を受けた者に限る。）に対し前条第一項の認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金で農林漁業金融公庫法第十八条第一項第四号の二に掲げるもの（森林法第十八条の二第三項の認定に係る特定森林施業計画に従つて施業を行うのに必要なものに限る。）の貸付けを行う場合における貸付金の利率、償還期限（据置期間を含む。）及び据置期間は、農林漁業金融公庫法第十八条第二項の規定にかかるうに必要な範囲内において政令で定める日から施行する。

**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から起算して三ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三条 この法律の施行の際現に旧森林法第五条の規定によりたてられている地域森林計画（以下「旧地域森林計画」という。）は、新森林法第五条の規定によりたてられた地域森林計画とみなす。

第四条 都道府県知事は、前条第二項の規定によりたてられた新全国森林計画につき新森林法第四条第九項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して一月以内に、旧地域森林計画を変更しなければならない。

第四条 新森林法第七条の二第一項の規定により最初にたてる森林計画は、平成三年十二月三十日までにたてなければならない。

2 前項の規定によりたてる森林計画の計画期間は、新森林法第七条の二第一項の規定にかかるらず、それぞれ、当該森林計画の対象となる国有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の終期までとする。

3 前項の規定によりたてる森林計画は、新森林法第七条の二第一項の規定にかかるらず、それらの森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の終期までとする。

一条の規定による改正後の森林法（以下「新森林法」という。）第四条の規定によりたてられた全国森林計画とみなす。

農林水産大臣は、新森林法第四条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一月以内に、旧全国森林計画に代えて、平成十九年三月三十日までをその計画期間とする新たな全国森林計画（以下「新全国森林計画」という。）をたてなければならない。

2 前項の規定により新全国森林計画がたてられたときは、旧全国森林計画は、その効力を失う。新全国森林計画に引き続く次の全国森林計画は、新森林法第四条第一項の規定にかかわらず、平成九年四月一日をその計画期間の始期としてたてなければならない。

3 第二項の規定によりたてられた新森林法第十条の二第二項の規定によりされた許可とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に旧森林法第十条の八の規定によりたてられている森林整備計画は、新森林法第十条の八の規定によりたてられた新森林法第十条の二第二項の規定によりされた許可とみなす。

第七条 保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第四条第四項」を「第四条第六項」に、「の外」を「のほか」に改め、同条第二項中「第四条第四項」を「第四条第六項」に改める。

第六条 第六项に「の外」を「のほか」に改め、同条第二項中「第四条第四項」を「第四条第六項」に改める。

**附 則**

第一条 この法律の施行の際現に旧森林法第五条の規定によりたてられている地域森林計画（以下「旧地域森林計画」という。）は、新森林法第五条の規定によりたてられた地域森林計画とみなす。

第二条 都道府県知事は、前条第二項の規定によりたてられた新全国森林計画につき新森林法第四条第九項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して一月以内に、旧地域森林計画を変更しなければならない。

第三条 この法律の施行の際現に旧森林法第五条の規定によりたてられている地域森林計画とみなす。

第四条 都道府県知事は、前条第二項の規定によりたてられた新全国森林計画につき新森林法第四条第九項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して一月以内に、旧地域森林計画を変更しなければならない。

第五条 最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林施業の合理化と森林の特性に応じた整備水準の向上等を図るために、森林の公益的機能を重視した特定森林施業計画制度及び森林施業の共同化を促進するための協定制度を創設するとともに、緊急に間伐等を要する森林の整備のための制度及び民有林についての開発許可制度を充実するほか、特定森林施業の円滑な推進に資するための森林組合の事業範囲の拡大と農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。